国の施策及び予算に関する
指定都市市長会・中核市市長会
共同提言

指定都市市長会
中核市市長会

令和８年１１月

目　次

はじめに

【重点提言】

１　こども・子育て政策の充実　２

２　災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等　６

【通常提言】

３　デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進　９

４　脱炭素社会の実現　１２

５　地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大　１４

６　物価高への対応に要する財政措置等　１４

７　地方創生の一層の推進と東京都への一極集中の是正　１５

８　二市長会との定期的な協議の場の設置　１７

９　地方制度改革・地方分権の一層の推進　１８

10　地方税財政制度の再構築　１９

はじめに

指定都市・中核市では、社会情勢の変化に伴う財政需要が増加しているが、現状において税制・財政上の措置は十分とはいえない。とりわけ国際的な原材料価格の上昇や円安の影響によるエネルギー・食料品価格等の物価高への対応をはじめ、令和６年能登半島地震、令和８年熊本地震、令和８年梅雨前線豪雨、令和８年８月千葉豪雨など全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策、インフラ老朽化対策など、国土強靭化の取組などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて難しい状況に置かれている。

また、これまで地方創生の取組を進めてきたものの国全体での人口減少や東京都への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、引き続き地方が厳しい状況にある。

このような状況の中でも、こども・子育て政策の充実を図るなど、少子化・人口減少対策の取組や、災害復旧・復興や安全・安心な施設整備の取組等、緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要がある。

日本の総人口の約４割が居住する指定都市・中核市は、国と共にこうした状況に対処するとともに、一層地方創生を牽引する先導的役割を果たすことが求められている。

そこで、指定都市・中核市がその役割を存分に発揮し、近隣市町村を含めた地域社会・経済を活性化させ、真の地方創生が実現できるよう、次のことを提言する。

令和８年１１月１３日

指定都市市長会
中核市市長会

重点提言

１　こども・子育て政策の充実

（１）「こども未来戦略」の加速化プランに掲げる具体的な施策の実施に当たっては、地方自治体に新たな財政負担や人的負担がないよう、国において恒久的な財源を確保するとともに、指定都市と中核市の意見を十分踏まえること。

特に、妊娠期から出産・子育て期における経済的支援と伴走型相談支援について、「妊婦のための支援給付」、「妊婦等包括相談支援事業」として法定化され、一体的に実施されているが、「妊婦のための支援給付」にとどまらず、「妊婦等包括相談支援事業」についても、全額国費で事業を実施できるよう財政措置を講ずること。

（２）各地方自治体が独自に実施しているこども医療費助成やひとり親家庭医療費助成及び不妊治療等への助成については、地方自治体間で認定基準や助成範囲が異なり、地域によって助成内容に差異が生じている。また、過度な地方自治体間競争は社会保障制度の持続可能性の観点から望ましいあり方ではない。安心してこどもを生み育てることのできる社会を実現するため、国が社会保障制度として全国一律の助成制度を創設し、妊娠・出産を希望する方や子育て世帯の経済的負担を軽減すること。なお、制度創設に当たっては、国と地方自治体が協議の場を持ち、制度のあるべき姿について議論した上で、制度設計を行うこと。また、保育料の負担軽減についても、各地方自治体が独自に取り組んでいるため、国において、幼児教育・保育無償化の対象の０～２歳児への拡大、多子世帯の負担軽減に係る所得制限や年齢制限を撤廃するなど、抜本的な見直しに取り組むこと。

（３）教育・保育の担い手となる人材の確保・定着のため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額及び処遇改善分の教育・保育人材への適切な配分の制度的保証を図るとともに、特定教育・保育施設のみならず、様々な施設・事業に従事する全ての教育・保育人材にも同様の処遇改善を行うための支援を行うこと。

また、施設が安全・安心な保育を提供し、かつ安定的な運営を確保できるよう、保育士配置基準の更なる見直し及び物価高騰の影響の反映や地方自治体の意見を踏まえた地域区分の適切な設定による公定価格の引上げ、並

びに地方自治体が実施する保育士等確保策への財政措置や保育所等施設整備に係る所要の財源の確保並びに補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。

加えて、アレルギー対応に係る栄養士等の専門職の確保及び医療的ケア児や配慮を要するこども等の保育所等への受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図るとともに、障害福祉施設や幼稚園等においても、受入促進が図られる体制整備や支援措置を講ずること。

（４）放課後児童クラブ等において、放課後児童支援員等のスキルアップや要配慮児童への加配対応等をはじめとする質の向上、放課後児童支援員等の処遇改善など人材確保に要する経費について、財政措置を拡充するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブ運営費に係る国の負担割合の基準を引き上げること。あわせて、ＩＣＴ設備の導入など効率的な運営に資する経費や賃借料を含む施設の整備・維持に要する経費についても、財政措置を拡充すること。また、一部の地方自治体においては、仕事と子育てが両立できる環境を整備するために、放課後児童クラブ等の待機児童対策、学校の開門までの朝の居場所の確保などを開始しているが、社会の働き方改革が十分に進むまでの間、これらの取組に対し財政措置を講ずること。

（５）令和７年６月に成立した改正給特法を受けて、教職員の業務量の適切な管理が求められる中、教師が教師でなければできない業務に専念できるように取り組んでいるところである。しかしながら、本来の教科教育への対応に加え、いじめや不登校等への対応による時間外在校等時間の増加等、教職員の勤務環境が大きく変化していることから、国の責任において、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実を図るとともに、教職員の負担軽減・働き方改革の推進に係る取組及び教師の処遇改善を各地方自治体が確実に進められるよう、一層の財政措置を講ずること。

（６）特別な支援を必要とする児童生徒のための理学療法士や医療的ケア看護職員など専門人材の基礎定数化や、通級による指導に係る教員の基礎定数の更なる引上げ、特別支援学級の編制標準の見直しによる支援体制の強化、養護教諭の全校複数配置など、実情に見合った体制整備を図るとともに、配置に必要な財政措置を講ずること。

また、いじめ対策・不登校児童生徒等に対する支援を担当する教員の加配を増員するとともに、常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどの専門人材について教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。あわせて、教育支援センターへの専任職員配置や校内教育支援センター支援員の配置に係る財政支援を拡充すること。

加えて、学びの多様化学校の設置前の準備支援及び設置後の運営支援を増額するとともに、学びの多様化学校に係る公立学校施設の整備に関する支援期間を延長すること。

（７）教職員の働き方改革にも資する教科担任制等の加配について、教科の枠を拡大させる等充実させること。さらに、改定・拡充に当たっては他の加配からの振替によることがないように進めること。

（８）令和８年４月から、小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されているが、中学校は対象に含まれていない。また、法改正による制度化を行わず、地方自治体への予算措置により食材費相当額を支援する方式では、地方自治体の財政力によって給食費無償化の実施状況に差が生じており、地域間格差の拡大が懸念される。

学校給食費の無償化については、国の責任において、小学校のみならず中学校も含めた制度として明確かつ早急に法制化するとともに、十分かつ安定的な財政措置を講ずること。

また、無償化制度が構築されるまでの間、小学校の給食費負担軽減に見られるような食材費と国の基準額との間に差額が生じないよう、直近の学校給食費調査や物価動向に基づき、適時の額とするとともに、各地方自治体の実情を踏まえ、恒久的かつ安定的な財政措置を講ずること。

（９）中学校等における部活動の地域展開等について、国が令和８年度から令和１３年度までの６年間を改革実行期間と位置付けたことを受け、各地方自治体では、休日の学校部活動の地域展開の実現に向け、地域の実情等に応じた取組を進めている。

更なる地域展開等に当たっては、経済的に困窮する世帯への支援や移動手段の確保など生徒・保護者の負担軽減に向けた支援に係る経費、部活動指導員等への報酬や質の高い指導者を確保するための経費、地域クラブ活動の認定制度に係る運用管理費、空調費を含めた施設使用料等が地方自治体

にとって大きな負担となる可能性があることから、地域の実情に応じた十分かつ恒久的な財政措置を講ずるとともに、現行補助制度を検証し、必要に応じ見直しを行うこと。

（１０）「ＧＩＧＡスクール構想」を持続可能で実効性のあるものとするとともに、情報活用能力の抜本的な向上、中学校情報・技術科の充実及び生成ＡＩ時代に対応した学習環境を整備するため、ＬＴＥ等のモバイル回線モデルを含めた学習用端末の通信費、学習用端末の更新費、学校の通信ネットワーク機器等の老朽化に伴う更新や速度の改善に係る費用、３Ｄプリンタ等のデジタルものづくり教材の整備費用及び教育用生成ＡＩの導入・利用に係る費用、セキュリティ対策費、次世代校務ＤＸ環境の整備に係る費用などが必要となっている。これらの費用については、小学校から高等学校段階も含めて全額国庫補助により十分かつ継続的な財政支援を講ずること。

また、令和６年度をもって終了したＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業については、運営支援センターの機能がＧＩＧＡスクール構想の実現や教員の働き方改革の推進に不可欠であることから、再度財政措置を講ずることとし、各種クラウドサービスの活用に伴うアカウント管理費用、故障に対する修理やアクセスポイントの更新など端末・ネットワークトラブルへの対応費用、教員研修等に必要な経費、通信費についても、更なる充実を図ること。加えて、ＩＣＴ支援員の配置に係る費用についても、１校１人配置とするなど十分な財政措置を講ずるとともに、その労務管理等に要する経費等についても、適切に財政措置を講ずること。

（１１）学校施設の老朽化対策、空調設備の設置、洋式化・乾式化などのトイレ改修、学校給食施設の整備など、安全で良好な教育環境の改善を計画的に進めるとともに、防災・減災機能の強化も含め、必要かつ十分な財政措置を講ずること。特に、避難所にもなる体育館等における空調設備については、令和１７年度中に設置率１００％とする目標が令和１３年度中に前倒しされたことを受け、迅速な整備に支障が生じないよう、各地方自治体の実情に応じた機動的な財政措置を講ずること。

また、資材価格や労務単価等の高騰を十分に反映した補助単価への引上げ、補助率の引上げ及び補助要件の緩和に加え、地域の実情等に応じた柔軟

な対応が可能となるよう、リースを活用した整備に対する補助を創設する等制度の充実を図ること。

２　災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

（１）令和６年能登半島地震、令和８年熊本地震、豪雨災害、林野火災などの大規模災害により、各地で甚大な被害が相次いでいる。被災地では、被災者の生活再建と地域の復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでいるものの、その道のりは長期にわたるのが実情である。復旧・復興が長期化するほど、避難生活による心身の疲労や健康状態の悪化など、災害関連死を含む人的被害が拡大するおそれがある。さらに、地域経済の停滞や風評被害、人口流出などを招き、被災者が元の暮らしを取り戻すことが困難になるだけでなく、地域社会そのものの再生が危ぶまれる事態にもなりかねない。

国においては、住民に最も身近な立場で被災者支援と復旧・復興に取り組む地方自治体の意見を十分に踏まえ、平時から大規模災害を見据えた支援制度の充実を図るとともに、発災後の各段階に応じた迅速かつ切れ目のない支援体制を構築すること。

また、応急・復旧期における避難所の生活環境の向上、要配慮者への支援、インフラの早期復旧、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理はもとより、復興期における被災者の生活再建、地場産業の再生、風評被害の払拭、地域コミュニティの維持等、被災地が直面する幅広い課題に対する取組を一層強化すること。

（２）国民の生命と暮らしを守るため、道路、河川、砂防、上下水道、公園緑地などのインフラ施設の老朽化対策、国土強靱化の継続的な推進等にかかる必要な財源、人員体制の確保への重点的な支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発や、包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入に関する情報提供等を行うこと。

また、資材価格や労務単価等の高騰が長期化する中、地方自治体の公共工事が計画的かつ円滑に実施できるよう、国庫補助事業の基準単価や補助率の引上げなどの対策を講ずること。

上水道においては、大量に更新時期を迎える老朽化した水道施設の更新・改良・廃止施設の撤去等のための事業費に対する財政措置の拡充を図るとともに、水道施設の耐震化をはじめとした耐災害性の強化及び水道事業の経営基盤強化を推進するため、現行の財政措置に係る要件の緩和や制度の

拡充を図り、健全で持続可能な経営の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

下水道においては、令和７年１月に埼玉県八潮市で腐食した下水道管に起因する道路陥没事故が発生し、大きな被害や混乱が生じた。特に人口や経済が集中する指定都市・中核市でこのような事故が発生した場合、住民生活や社会経済活動へ及ぼす影響は、国全体に波及するおそれがある。

また、本事故を受け、強靭で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施や事業基盤の強化等を図るため、令和８年７月に下水道法等が改正され、法改正に伴う点検の強化等により、今後は老朽化対策に係る事業費の更なる増大に加え、維持管理負担の増加が見込まれている。

これらのことから、国土強靭化に向け、下水道施設の機能不全を防止するための老朽化対策及び改築に併せて実施する機能向上、並びに法改正に伴う点検の強化等により増加する維持管理負担への対応に必要な財源を継続的かつ安定的に確保するとともに、十分な財政措置や技術的支援の強化を講ずること。

また、近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨災害や発生が危惧される大規模地震への事前防災として、流域治水などの浸水対策、橋梁耐震化や無電柱化などの地震対策、予防保全型メンテナンスへの本格転換に向けたインフラ老朽化対策について、現在の規模を上回る財源を継続的・安定的に確保すること。

（３）近年、地球規模の気候変動により、豪雨災害が頻発化・激甚化している。令和８年８月千葉豪雨では全国で初めて「警戒レベル５大雨特別警報」が発表され、河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害、交通障害等により住民生活や社会経済活動に甚大な被害をもたらした。また、令和８年梅雨前線豪雨などにより全国各地で大きな被害が発生し、住民の生活が脅かされている。

こうした状況を踏まえ、国民の生命・財産を守るとともに社会経済活動の維持・継続を図るため、気候変動に伴う降雨の激甚化等を踏まえた総合的かつ計画的な対策を推進し、大規模な都市型水害への対応強化を図る必要があることから、アンダーパス等における冠水事故防止対策の強化、帰宅困難者対策への支援、災害時の情報発信及び国民の行動変容の促進、被災車両の迅速な撤去及び引き渡しに向けた支援制度の構築、建築物の浸水対策や被害実態を踏まえた被害認定の在り方の見直し、災害救助法の救助範囲の拡大や運用の弾力化に加えて、都市型水害の対策の在り方について、施設の整

備水準や対策手法に関する調査・検証に対する財政的・技術的支援を行うとともに、広域的な内水・外水対策の検討及び実施に要する経費について、所要の財政措置を講ずること。

（４）「第１次国土強靱化実施中期計画」に関連する各事業の予算・財源については、資材価格や労務単価の高騰等の状況も踏まえた必要額を、当初予算を含め、安定的に確保すること。

また、大規模自然災害に即応するための地方整備局等の人員・資機材等の確保はもとより、事前防災対策及びインフラの老朽化対策等に取り組む地方自治体への支援を強化するため、防災・減災、国土強靱化を担う組織の体制について、さらに充実・強化を図ること。

加えて、令和１１年度までの時限措置となっている「緊急浚渫推進事業債」、令和１２年度までの時限措置となっている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」については、さらに防災・減災対策を充実・強化するため、恒久化するとともに、対象事業を拡大するなど財政措置の拡充を図ること。また、令和８年度までとなっている「公共施設等適正管理推進事業債」について、恒久的な措置とするとともに、公用施設も対象とすること。

通常提言

３　デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進

（１）地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の対応においては、令和６年１２月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改定され、移行スケジュールへの柔軟な対応が示された。

一方で、膨大なデータを扱う指定都市や中核市といった大規模都市では、複数のベンダとの調整が必要となるほか、特定移行支援システムを抱えている。さらに、大規模都市の対応が可能なベンダではリソース不足が継続しており、ベンダ確保が依然として困難な上、人件費高騰も重なっている状況である。そのため、移行に伴う調整・委託費用等が増加し、引き続き多額の移行経費を要している。

また、デジタル基盤改革支援補助金については、必要な移行経費を十分に賄うものとなっておらず、これまでも対象範囲の拡充や上限額の見直しを求めてきた。国においても、今後の移行経費等を踏まえ、必要な財政措置を検討していく方針が示されている。

標準化事業が国策として推進される以上、必要な財政措置の検討に当たっては、これらの地方自治体の実態を踏まえ、デジタル基盤改革支援基金の積み増しなどにより必要な財源を確実に確保し、地方自治体に負担が生じないよう、移行経費の全額について国庫負担により確実に措置すること。

（２）標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、国の方針として「少なくとも３割の削減を目指す」とされている一方、現状では大幅に増加する見通しとなっている。

ガバメントクラウド利用に係る大口割引や長期継続割引等が適用されてもなお、現行の運用経費を上回る深刻な状況であり、為替リスクや制度改正への対応など更なるコスト増加も懸念される。

国においては、ガバメントクラウドの利用料をはじめとする運用経費の低減に向けた取組や、補助金及び地方交付税による財政支援が進められており、令和９年度以降の運用経費の増加に対しても適切な措置を講ずる方針が示されたところである。一方、特定移行支援システムを抱える指定都市や中核市では、いまだシステム移行の途上にあり、運用経費の把握が困難な状況となっている。地方交付税の不交付団体を含む全ての地方自治体において、経費の軽減が確実に図られ、標準化移行前の水準を上回る負担が生じ

ることがないよう、各地方自治体の実態を的確に反映し、恒常的な財政措置を講ずること。

（３）行政サービスに密接に関わるガバメントクラウドの運用については、システム障害や情報セキュリティ事故等が発生しないようにするとともに、これらが発生した際には、即時の検知や被害拡大の抑止などを実施した上で、短時間でのサービスの復旧が図れるよう、十分考慮したものとすること。また、障害発生やメンテナンス実施時の地方自治体との十分な連携や情報提供等、円滑な行政サービスが提供できるよう支援に向けた体制や制度を充実させること。

（４）地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化は、地方自治体がシステム移行を一斉に行うという、これまでにない大規模プロジェクトである。これまで、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の改定や標準仕様の改版などが実施されたが、今後も、様々な法改正や制度改正等が予定されている中で、標準準拠システムへの移行を同時並行的に行わなければならない状況は、各地方自治体や、作業を受託する事業者に大きな負担を生じさせているだけでなく、システムの品質低下を招き、安定的なシステム運用に大きな支障を来すおそれがある。

特に指定都市や中核市のように、一定の処理件数があり自前のシステムで工夫を凝らしてきた大規模自治体では、標準準拠システムの導入が不安視されている。

令和７年１２月２４日開催の「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議（第６回)」では、標準仕様書改定ルールの徹底や、制度改正等に伴う標準準拠システムの改修や運用経費増分への適切な財政措置の必要性が改めて示された。

各制度所管省庁は、これらの趣旨に沿い、統一的で実効性ある運用を徹底すること。また、行政サービスの低下に直結する稼働後のトラブルを避けるためにも、改定などを行う場合には地方自治体や事業者の事情を踏まえた適切な適合基準日を設定するなど、各地方自治体が移行に向けた作業を安心して進められるよう、国が主体的に整理し、地方自治体に対して能動的な支援を実施するなど、主導的な役割を果たすこと。

（５）デジタル分野の技術は日々更新されていることから、デジタル関連計画については常に最新技術に合わせた内容に見直しを図るとともに、地方自治体がデジタル・トランスフォーメーションを進めるのに必要となる柔軟な相談体制の構築及び法整備、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

また、国における行政のデジタル化の検討においては、住民との接点が多くその現場となる市区町村の意見を反映することができるよう、デジタル改革共創プラットフォームのような国と地方自治体の職員個人レベルの意見交換に加えて、デジタル庁や各府省と指定都市市長会や中核市市長会などの組織間や業務ごとの意見交換の場を設けること。

（６）マイナンバー制度に対する国民の信頼を確保するため、制度を所管する国において、国民の理解が得られる制度の構築と丁寧な説明を行うこと。

また、マイナンバーカード及び電子証明書の更新需要への対応に加え、マイナンバーカードの更なる利活用に関する国の取組を地方自治体が支援する場合の必要な経費について、地方自治体の意見を踏まえ十分な財政支援を行うとともに、地方自治体における準備期間や住民への周知期間を十分確保できるよう詳細な情報提供を行うこと。

（７）スマートシティの推進に向けたＭａａＳ等の取組が各市で検討、実証・実装され始めている中、新たな取組は他の都市に横展開することで広く都市機能や行政サービスの向上に資することから、調査研究事業をはじめ実証実験等の先駆的事業や、先進的事業の横展開に資する取組に対して詳細な情報提供及び積極的かつ柔軟な財政的・技術的支援を行うこと。

また、スマートシティの推進に向けて、分野や地方自治体、官民の垣根を越えた広範なデータの流通を促進するため、データ連携基盤のハード整備に加え、データ規格の統一などの取組を国において実施すること。

（８）官民問わず希少なデジタル人材に関して、自治体ＤＸ推進計画２．０以降、外部人材のシェアについては、国において取り組むこととされた一方、行政内部のデジタル人材のシェアについては地方自治体の自主的な取組に委ねられている。希少な人材の確保・育成には、行政内部のデジタル人材についても、地方自治体間で相互にシェアする流動性の高い仕組みが欠かせないことから、国においてその基盤を構築するとともに派遣・受入れに要する経

費に対する財政支援を行うこと。また、国と地方自治体間の人材及び人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みの充実を図ること。

（９）市区町村では、これまで様々な国の給付金業務に対応してきたが、多くの地域課題に向き合う中、給付金業務に人員を割かざるを得ず、極めて大きな負担が生じている。加えて、給付の都度、各市区町村がシステム改修や申請・給付手続き等を個別に行うなど、非効率な状況が続いている。

全国的な給付事業を実施する場合においては、迅速かつ公平な給付と、国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、所得税情報その他国が保有する情報及び公金受取口座を登録していない住民への対応を含め、国が一元的に給付事務を行うために必要な仕組みを構築した上で、自らの責任において実施すること。

４　脱炭素社会の実現

（１）地球温暖化対策推進法や令和７年２月に閣議決定された地球温暖化対策計画、第７次エネルギー基本計画及びＧＸ２０４０ビジョンを踏まえ、脱炭素化に向けた取組を国と地方自治体が連携して展開していくことが求められる。

国民の脱炭素型ライフスタイルへの転換や事業者の企業活動の脱炭素化促進のためには、各主体の積極的かつ主体的な意識改革や行動変容を促す必要がある。商品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化等、脱炭素化に資する地域横断的な取組を国主導で強力に実施すること。あわせて、地域独自の取組についても必要な支援措置を講ずること。

（２）再エネ電力の地産地消に向けた支援の充実に加え、再エネ供給源となる地域とエネルギー消費地における地域間連携による再エネ電力の利活用を図るためのビジネスモデルの確立に対しても支援を行うこと。あわせて、住民の生活環境、地域の自然環境や生物多様性の保全と両立するよう、必要な措置を講ずること。

また、再エネ導入拡大に伴い２０３０年代後半から予測される太陽光パネル廃棄問題に対応するため、家庭用太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進する仕組みづくりや事業環境の整備、財政支援等の必要な措置を講ずること。

（３）水素をはじめとした次世代エネルギーの需給拡大に向けて、国の主導による国際的なサプライチェーン構築や社会実装に向けた技術開発を進める企業への支援を進めるとともに、インフラ整備等を円滑に進めるための規制緩和や法整備の早期実現、水素供給拠点整備に対する支援の着実な実施に加え、需要家に対する支援の拡充を図ること。

また、各都市における再エネの地産地消に向けた水素利活用の取組が加速するよう、低炭素水素等に関するサプライチェーン構築への支援拡充を図ること。

（４）市域単位のガスの消費量のほか、再生可能エネルギー導入量・自家消費量等のデータの集計・提供について、早急に具体的対応策を講ずるとともに、より精緻な温室効果ガス排出量及び吸収量の算定に向けて必要な仕組みづくりを進めること。

（５）地域脱炭素推進交付金については、脱炭素先行地域づくり事業等に採択された計画が確実に完遂できるよう、柔軟な制度運用を可能とするとともに十分かつ継続的な予算を確保すること。さらに、脱炭素先行地域づくり事業等で培われた知見や体制を活かした取組が継続・発展、また横展開できるよう、環境省の令和９年度概算要求において示された「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業」を確実に予算化し、ネット・ゼロに向けた取組の進捗に地域格差が生じないよう、十分な予算を確保するとともに、各地域の特性や創意工夫を踏まえた柔軟な運用が可能な制度とすること。

また、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度については、地方自治体が円滑に事業を進められるよう、技術的な支援や財政支援等を継続的に行うこと。

（６）２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方自治体内のグリーン・トランスフォーメーションに向けた人材の確保・育成の推進に対する財政支援を行うこと。

（７）国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合

は、国が地方自治体や企業等に対して交付する補助金等の対象に加えるとともに、補助率引上げ等のインセンティブを付与するなど財政支援を拡充すること。

５　地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大

（１）給与水準や処遇、改善基準告示の改正などに起因した乗務員不足、人件費や燃料価格の高騰などによる運行経費の増大等、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。一方で、病院や学校の統廃合のほか、高齢者の運転免許証返納などによって日常生活における「移動」の問題は深刻化しており、住民の移動手段を確保する上で、公共交通の重要性が高まっている。

また、山間部や郊外など公共交通の利用が不便な地域においては、乗合タクシーなど地域の実情やニーズに応じた多様な交通手段により、生活交通を確保していく必要がある。

そのため、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、交通事業者の経営改善や業務の省人化に資するＩＣＴや交通ＤＸの活用、また自動運転をはじめとした先端技術の開発・実装や実用化のための法整備を早急に進めることと併せて、地域の特性に応じた柔軟な補助要件の設定や適切な財政措置を講ずること。

（２）地域交通を支える旅客自動車運送事業の経営力向上に向けては、女性や若者、外国人等の多様な人材の確保・育成を図る必要がある。特に喫緊の課題である担い手不足については、全国的に社会問題化していることから、国がその解消に積極的に取り組むとともに、事業者や地方自治体が実施する二種免許取得促進や処遇改善、外国人材受入などの人材確保の取組に対し、補助事業の拡大や特別交付税措置を講ずること。

６　物価高への対応に要する財政措置等

（１）国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品価格等の上昇が続き、市民生活や地域経済に深刻な影響が生じている。今後も、更なる物価高が継続することが懸念されるため、国の責任において、その対策について万全を期すとともに、国庫補助負担金の対象経費については、その基準額の算定において、物価高による影響分を含めるなど適切に対応すること。

また、物価高に対応するための地方向け交付金による財政支援を行う場合は、財政力にかかわらず、必要額を措置すること。

（２）物価高騰等の現下の社会経済情勢が、地域における社会保障サービスの中核となる医療機関の経営に甚大な影響を及ぼしているなかで、令和８年度に実施された診療報酬改定では物価高騰等を踏まえた対応がなされ、地域の医療提供体制の維持に向けた重要な一歩となったものの十分とは言えず、今後も診療報酬改定が物価高騰等に適切に対応しているかを検証し、診療報酬について更なる必要な調整を行うほか、国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくための支援を行うこと。

また、介護報酬及び障害福祉報酬については、物価高騰や人件費上昇等により事業者の経営が厳しい状況にあることから、令和９年度の報酬改定において、こうした社会経済情勢を適切に反映した報酬水準とするとともに、国において負担軽減など必要な財政措置を講じ、地域に必要な介護・障害福祉サービスの安定的かつ継続的な提供が確保されるようにすること。

７　地方創生の一層の推進と東京都への一極集中の是正

（１）平成２６年に「地方創生」を開始して以降、全国各地で地方創生に向けた取組が行われ、様々な好事例が生まれた一方、人口減少や、東京都への一極集中の流れを変えるまでには至らなかったものとされている。

国が令和８年７月に閣議決定した「地域未来戦略」では、従来の「地方創生２．０」等の取組を基盤としつつ、「強い地域経済の構築」「豊かな生活環境の実現」「選ばれる地方の実現」を政策目標に掲げている。同戦略では、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成することで、良質な雇用と所得の増加により更なる投資と好循環を生み出し、「日本列島を、強く豊かに」していくとしている。

地方における人口減少への対策は、様々な社会情勢の変化に対応しながら、あらゆる分野での施策を総動員して取り組むことが重要であり、長期的な視点に立った継続的な支援が求められる。

ついては、地方自治体、とりわけそれぞれの地方で圏域全体の経済や生活を支える指定都市及び中核市が、地方創生の取組をこれまで以上に推

進し、地域の実情に応じて圏域全体の発展を牽引する役割を果たせるよう必要な制度設計及び継続的な財政支援を行うこと。

あわせて、こうした観点から、令和８年度地方財政計画で創設された「地域未来基金費」について、都道府県への普通交付税として措置され、指定都市や中核市へ配分される確実性がないことから、都道府県から指定都市や中核市等の市区町村へ適切な配分が確実に行われるよう強力に促すこと。

また、令和８年８月に国が示した「地域未来戦略予算パッケージ」の詳細を早急に提示するとともに、地域未来交付金の交付上限額については、新たに指定都市の区分を創設し、指定都市（普通交付税不交付団体を含む。）の交付上限額を都道府県と同額とすること、並びに中枢中核都市に該当していない中核市については、その他の市区町村と同額となっている取扱いを見直し、地方自治体の自主性・創意工夫に基づく独自の取組を計画から実施まで強力に後押しすること。

（２）連携中枢都市圏構想については、平成２６年度の制度創設以降、連携中枢都市となる指定都市・中核市が積極的に圏域を形成し、コンパクト化とネットワーク化による圏域の経済成長の牽引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図る取組を進めている。

連携中枢都市圏は、人口減少社会において、基礎自治体が抱える課題を解決し、安定的・効率的な行政サービスを提供するとともに、地域の実情に応じた広域連携を通じて、活力ある地域の拠点を形成していく上で重要な枠組みである。

ついては、現行の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づいて運用されている制度が、今後、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる取組を一層安定的に推進できるよう、基礎自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ、さらに広域連携の推進を図るための仕組みとして当該制度を「法定化」するとともに、財政面も含めた支援を強化すること。

あわせて、三大都市圏においても、近隣市町村とさらに連携し、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等、切実な地域の課題解決に向け継続的に取り組むことができるよう、連携中枢都市圏制度の対象拡充あるいは新たな広域連携制度の創設を実現すること。

加えて、各基礎自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるよう、国において広域的な社会・経済活動に関するデータ基盤及び人的サポートを行う体制を整備すること。

（３）人口密集や地価の高騰など東京都への一極集中の課題がある中、「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」や「地域未来戦略」においても、地方への投資を促進し、強い地域経済を構築する方向性が示されており、企業の地方分散や拠点拡充を強力に後押しする制度が必要である。

地方拠点強化税制については、令和８年度税制改正において特例措置の延長と制度の拡充が行われたところであるが、令和９年度までの適用期限であるため、令和１０年度以降も特例措置を延長すること。

また、移転型について、東京２３区だけではなく、東京都から本社機能を移転した場合も制度の対象とするとともに、移転型及び拡充型のいずれも、東京都を除く三大都市圏の全域を優遇措置の対象とすること。その上で、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対し、更なる優遇措置を講ずること。

８　二市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会には、同様の仕組みが確立されていない。

地方自治体を取り巻く状況がめまぐるしく変化する中、多種多様な課題に迅速かつ的確に対応するとともに、今後起こりうる課題に先手を打つためには、これまで以上に国と地方自治体の積極的な連携・協力が欠かせない。とりわけ、地域経済の活性化に尽力し、子育てや介護などを最前線で支える指定都市・中核市の声を反映させることが最も効果的である。

そこで、国における各種検討会議に、それぞれの地域における社会・経済活動の中心である指定都市・中核市を積極的に参画させることにより、地域の実情の把握に努めるとともに、これら市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

９　地方制度改革・地方分権の一層の推進

（１）指定都市・中核市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市において、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。しかしながら、各都市が直面する課題と向き合い、自らの判断と責任により１０年後、２０年後を見据えたまちづくりを行うためには、事務・権限及び税財源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

ついては、「補完性の原理」、「基礎自治体優先の原則」に基づき、国と都道府県、市区町村の役割を改めて整理するとともに、指定都市・中核市がその役割に応じて必要とする事務・権限及び税財源の移譲を積極的に進めること。

また、大都市制度については、第３４次地方制度調査会における、国・都道府県・市町村間の役割分担及び大都市地域における行政体制の在り方に関する議論の進捗に即して、地方自治体の意見を十分に尊重しながら、国において更なる検討を進めること。

あわせて、地方分権を今後進めるに当たっては、平成２７年４月に中核市の指定要件が緩和されたことにより、人口２０万人程度から６０万人程度までの多様な中核市が誕生していることを踏まえ、都市区分のみによる一律の議論によらず、「手挙げ方式」などの活用により、地域・圏域の実情に応じて選択的に事務・権限等の移譲が受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、平成２９年度に指定都市に対して教職員に係る税財源の移譲が行われたことも踏まえ、一向に進展の見えない「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

（２）現在、地方分権改革について「提案募集方式」による取組が進められているが、指定都市・中核市が持つ能力を最大限に発揮できるよう、その発意における創意工夫の趣旨を十分に酌み取ること。また、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税財源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度を活用して移譲されている事務・権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが

明らかな提案は、移譲先となる基礎自治体の意見を踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講ずること。

あわせて、指定都市については、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税財源移譲により大都市特例税制を創設すること。中核市については、権限移譲を希望する市が税財源移譲を併せて受けられるよう積極的な検討を行うこと。

１０　地方税財政制度の再構築

（１）真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を現状の７：３からまずは５：５とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方法人税は単に地方自治体間の税収を再配分する制度であり、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度であるため、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

（２）国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、医療や介護、障害者福祉等の社会保障関係費が増加する中、税源移譲がなされるまでの間は、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

（３）地方が必要とする一般財源総額について、激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策等の防災・減災、国土強靭化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る財政需要や地方税等の収入を適切に見込むとともに、物価高へ

の対応や人事院勧告に伴う給与改定に要する経費などの追加の財政需要、国の税制改正の影響についても、地方財政計画に適切に反映した上で、地方の安定的な財政運営に必要な額を確保すること。

また、地方の財源不足の解消は、国の責任により地方交付税の法定率の引上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。さらに、地方交付税は、指定都市・中核市に特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定し、配分すべきであり、指定都市・中核市に限定した削減は決して行わないこと。

あわせて、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないよう地方交付税額の予見可能性を確保すること。

（４）地方自治体の保有する基金は、災害など不測の事態に備え、地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の現在高を理由とした地方交付税の削減は決して行わないこと。

（５）国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の高齢化の進展や職業構成の時代的変化、そして被用者保険の適用拡大などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うとともに、１人当たりの医療費が増嵩傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するための更なる財政措置を講ずること。

また、高校生年代までの子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、子育て世帯の更なる負担軽減の観点から、国の責任と財政負担により、軽減割合の引上げを図ること。

（６）固定資産税は地方自治体の歳入において大きな割合を占める基幹税目であることから、国の経済対策等にこれを用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

とりわけ、令和３・４年度税制改正において講じられた土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例のような、課税標準額の上昇幅を抑制するなど、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を７０％に収斂させる制度とすること。

さらに、家屋評価については、納税者に分かりやすく、かつ地方自治体の事務の効率化が図られるよう、引き続き、現行の評価方法である再建築価格方式自体の抜本的な見直しも含めた検討を行い、一層の簡素化を図ること。

（７）ふるさと納税制度について、令和８年度税制改正において、特例控除額に定額の上限が設けられたが、依然として都市部における税収減が大きいことや高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題の解消には不十分であることから、これをさらに引き下げるなど、本来の趣旨に沿った制度となるよう制度の適正化を図ること。

また、ワンストップ特例制度について、既にマイナポータルと連携した確定申告が可能になっていること等を踏まえ、直ちに廃止することとし、廃止までの間、個人住民税から控除される所得税控除相当額は、地方特例交付金により全額を補塡すること。

さらに、ふるさと納税として受け入れた寄附金のうち相当の額が事務手数料としてポータルサイト運営事業者など外部の事業者に流出している状況を踏まえ、引き続き、ポータルサイト運営事業者に対して手数料の削減に向けた取組を強く促すこと。

加えて、国は、地方自治体が負担する手数料の縮減について必要な措置を講ずること。